

事 務 連 絡
令 和 6 年 9 月 26 日

各 都道府県 衛生主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省医政局医療経営支援課

令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害により
被害を受けた医療関係施設等に対する災害復旧に係る融資について

独立行政法人福祉医療機構では、医療関係施設等を整備する際に必要となる建築資金、機械購入資金及び長期運転資金を長期・固定で融資しておりますが、災害救助法が適用された地域に所在する医療関係施設等が被害を受けた場合には、当該医療関係施設等の復旧を支援するため、通常の融資条件から融資額の引き上げ等の優遇措置を講じた融資（以下「災害復旧資金」という。）を行っております。

医療関係施設等は、地域医療を守る観点から欠くことのできないものであり、令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害により被害を受けた医療関係施設等の早期復旧は重要な課題であること等を踏まえ、別紙のとおり、現行の災害復旧資金から融資率を引き上げる等の更なる特例措置を講じることとしました。

つきましては、被害を受けた医療関係施設等が必要に応じて本特例措置を活用できるよう、管内の関係機関、医療関係施設等に対して周知いただくとともに、災害復旧補助金の内示の際には再度本制度の周知等にご協力いただきますようお願い申し上げます。

【担当連絡先】

厚生労働省医政局医療経営支援課経営指導係

代表電話：03-5253-1111（内線2671）

直通電話：03-3595-2274

(別紙)

令和6年6月8日から7月30日までの間の豪雨による

災害に関する特例措置の概要

(独立行政法人福祉医療機構 医療貸付事業)

1. 建築資金

	災害復旧資金		本災害による特例措置
融 資 率	90%		100%
貸 付 利 率	基準金利同率		《当初3年間》 7.2億円まで無利子 7.2億円超の部分は 基準金利▲0.9% 《4年目以降》 基準金利同率
償 還 期 間 (元金据置期間)	最長30年 (最長3年)		最長39年(※) (最長3年)
無担保貸付	500万円まで		3,000万円まで
融資限度額	最大14.4億円		担保評価額を上限

(※) 被災以前から医療関係施設等を経営するための債務(民間金融機関からの借入金を含む)を有し、医療関係施設等が全壊・半壊する等の被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構から融資を希望している場合(二重債務)に限る。

2. 機械購入資金

	災害復旧資金		本災害による特例措置
融 資 率	90%		100%
貸 付 利 率	基準金利+0.8%		《当初3年間》 7.2億円まで無利子 7.2億円超の部分は 基準金利▲0.1% 《4年目以降》 基準金利同率
償 還 期 間 (据置期間)	最長5年6か月 【先進医療機器】 最長10年6か月 (最長1年)		最長15年(※) (最長3年)(※)
無担保貸付	500万円まで		3,000万円まで
融資限度額	最大14.4億円		担保評価額を上限

(※) 被災以前から医療関係施設等を経営するための債務(民間金融機関からの借入金を含む)を有し、医療関係施設等が全壊・半壊する等の被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構から融資を希望している場合(二重債務)に限る。

3. 長期運転資金

災害復旧資金		本災害による特例措置	
融 資 率	90%	100%	
貸 付 利 率	基準金利+0.8%	《当初3年間》 7.2億円まで無利子 7.2億円超の部分は 基準金利▲0.1% 《4年目以降》 基準金利同率	
償 還 期 間 (元金据置期間)	最長3年6か月 (最長1年)	最長15年 (最長3年)	
無担保貸付	500万円まで	2,000万円まで	
融資限度額	最大3,000万円	最大「診療報酬及び 介護報酬」の3か月分	

4. その他

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付事業を既に利用している場合には、元利金の返済猶予についても柔軟に対応。

(参考1) 独立行政法人福祉医療機構 ホームページ <https://www.wam.go.jp/hp/>

(参考2) 独立行政法人福祉医療機構 相談窓口

[融資相談]福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係 (電話番号 03-3438-9937)

大阪支店 医療審査課 融資相談係 (電話番号 06-6252-0219)

[返済相談]顧客業務部 顧客業務課 (電話番号 03-3438-9939)